

主 文
原判決を破棄する。
被告人を懲役二年に処する。
理 由

本件控訴の趣意は、弁護人滝口稔および被告人が提出した各控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用し、これに対し、記録を精査し、かつ、当審における事実取調の結果をも参酌して、次のとおり判断する。

弁護人の所論は原判決は判示第五の二において、被告人はAと共謀のうえ昭和四五年二月三日午前三時三〇分ころ、群馬県甘楽郡a町大字b.c番地のB食堂ことC方東側窓から同家屋内に侵入し、同店店舗で同人所有の現金四〇〇円位および指輪一個在中のレヂスター一個（時価合計四万円相当）を窃取し、更に同日午前四時ころ、金品を窃取すべく右C方西側の奥四畳半の間を歩いていた際、同所に寝ていた二女D（当時一二年）が眼を醒まして起き上るや、被告人は逮捕を免れるため同女に対し「騒ぐと殺すぞ」と言うなどして脅迫したものであると認定し、住居侵入、準強盗の罪に問擬しているけれども、被告人らは右レヂスター一個を窃取した後、一旦同家を立ち去り贓品を処分してから約三〇分後に再び同家四畳半の間に侵入したが直後、寝ていたDの蒲団につまづいて倒れ、そのため同女が目目を醒まして起きあがりろうとしたので原判示の脅し文句を言つたのであるつて、未だ窃盗の着手行為がなかつたのであるから、脅迫の罪が成立することあるは格別、準強盗罪には当たらないと主張し、また、被告人の所論は、C方奥四畳半の間に入つたのはいたずら半分に入つたもので窃盗の意思ではなかつたから準強盗罪には当たらないと主張するのでこの点を考えてみるのに、まず、原判決挙示の証拠によれば、被告人は原判示の日の午前三時三〇分ころAと共に原判示すずや食堂に盗みに入ることにしてAが窓の外で見張をし、被告人が同家屋内に忍び込み店からレヂスターを盗み出したうえ、それを自動車で約一軒離れた土橋の所に運び、そこでレヂスターを壊わして中味を見たと、細い金が四〇〇円位と指輪が一個と鍵が入つていただけだつたので、金は被告人がとり、Aが指輪をとつて、あとのものは全部川の中に捨てたが、大した金にもならなかつたので、もう一度同家に盗みに入ることにして車で引きかえし、レヂスターを盗み出した時から約三〇分後に侵入口をさがして再び被告人が先にAが続いて同家西側の施錠のない硝子窓から四畳半の間に忍び込んだところ、被告人が寝ていたDにつまづいて倒れたため同女が目目をさましてむつくり起きあがりかけたので、とつさに悲鳴でも出されて騒がれては捕まってしまうと思ひ、同女の顔を懐中電灯で照らしながら「騒ぐと殺すぞ」と脅かしながら押えつけようとしたところ、同女は被告人を振りきるようにしてバタバタと廊下の方へ逃げ出したので、被告人はぐずぐずしていると捕まると思ひ一目散に入つた窓から逃げ出した事実を認めることができる。

そして、右のように二度目に侵入してからの金品物色行為については、被告人は原審公判冒頭の被告事件に対する陳述として、本件住居侵入、準強盗を含めすべて公訴事実について、そのとおりに間違いない旨答えているほか、被告人の昭和四五年七月五日付検察官に対する供述調書によれば、被告人は忍び込んで眺め廻すと同日時位に何かにつまづいた旨供述しており、同人の司法警察員に対する同年八月三日付供述調書中にも（二度目に）部屋に入ってから懐中電灯で照らしながら金目のものがあるかどうか部屋の中を探したところ、蒲団の足の方につまづいてころがつてしまつた旨の供述があつて、換言すればいわゆる物色行為に及んだごとき供述がないわけではないけれども、原判決引用の各証拠（実況見分調書によれば、窓際畳の上に直径一ミリメートル位の砂利が数個落ちていたのであり、Dは四畳半の間に東枕に寝ていたという。）に当審における事実取調の結果を合わせ考えると、被告人らが同家西側の窓から右四畳半の間に忍び込んですぐにDの寝ていた蒲団につまづき同女が目目をさましたため脅し文句を言つて逃げ出すまで、きわめて短時間（一分間位か）の出来事であると認められること、被告人は窓際から二、三步で蒲団につまづいたもので、室内のタンスや物入れ、衣裳タンスなどに近づいた形跡が認められないこと等に徴すると、未だいわゆる物色行為があつたとまで認めるには十分でなく、従つて窃盗の実行の着手があつたものとは断じ難い。（また、被告人が右のようにDを脅したのち直ちにその部屋から逃げ出したところからみると、その脅迫がさらに金品を奪取するための手段としてなされたものと認めるとも困難である。）なお、被告人は当審において二度目に入るときは窃盗の目的ではなく強姦の目的であつたと供述するけれども、記録並びに当審における事実取調の結果に徴すれば右の供述は信用することができず、やはり窃盗の目的であつたものと認めざる

